

個人番号カード交付申請の多チャンネル化に向けた  
提言



平成26年12月5日

指定都市市長会



## 個人番号カード交付申請の多チャンネル化に向けた提言

ICTは、既に住民生活に身近な存在となっており、これからは、ICTの利用・普及促進に努めるだけでなく、ICTの活用による住民や事業者の利便性向上、ICTを取り入れた住民参加や住民との協働の推進が求められている。

こうした中、指定都市市長会においては、住民サービスをより効率的に行うとともに、住民と行政との距離を更に近づけるため、ICTの活用方策について政策提言を行うことを目的として、ICT関連プロジェクトを設置し、平成28年1月に利用が開始されるICTを活用した社会基盤である「社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）」について検討することとした。

マイナンバー制度は、行政機関の間での正確な情報連携やきめ細かい住民サービスの実現を目指すものであるが、社会保障や税などの行政分野から「小さく」開始される上、国が示す個人番号カード（以下「カード」という。）の交付フローでは、住民がカードの交付を受けるまでに「手間」が多いなどの課題がある。

また、マイナンバー制度については、そもそも、その実施について様々な意見があり、特に、個人情報漏えいや他人の個人番号の不正利用によるなりすまし被害が発生することを懸念する声もあることから、そうした懸念に対しても万全の保護措置を講じていくことが必要である。

平成28年1月に利用が開始されるという状況を踏まえ、これに当たり、住民の負担を軽減する観点から、国において取り組むべき事項について、以下のとおり提言する。

## 1 カードの交付等に要する費用について

カードの作成費や交付手数料については、国から具体的な方針が示されていないものの、マイナンバー制度は国家的な情報基盤の整備であることから、カードの作成費を国が全額負担することはもちろん、カードの交付手数料も住民の負担が発生しないよう無料とすること。

また、公的個人認証サービスを行うための電子証明書の発行手数料及び電子申請やマイ・ポータルを利用する際に必要となるICカードリーダー・ライタの取得に要する経費について、住民の費用負担を軽減するための措置を講じること。

## 2 市町村の特性に応じた多様なカードの申請手続・交付手続の実現について

国が示すカードの交付フローでは、手続において住民にかかる「手間」が多く、また、市町村が啓発する機会を持つことができない。

そこで、市町村が地域の特性に応じた多様なカードの申請手続・交付手続を選択することが可能となるよう、以下について、必要な措置を講じること。

### (1) 市町村窓口における申請手続について

国が示すカードの交付フローでは、市町村が住民に対して申請書類の内容説明や記載内容の案内、申請書類に添付する顔写真の撮影等の申請書類の作成を支援する機会を持つことができない。

については、市町村が住民に対して申請書類の作成を支援することができるよう、住民が申請書類を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に郵送する方法のほか、住民が市町村窓口において申請書類を作成及び提出し、市町村が申請書類を一括して機構に郵送する方法を可能とすること。

### (2) 市町村の事務所への出頭によらない方法（郵送）による交付手続について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条によると、カードの交付は市町村の事務所への出頭を求めて行うものとされているが、住民の移動の負担を軽減する必要がある。

そこで、国が想定する交付方式では、機構が市町村宛てにカードを送付（郵送）した上で、市町村が窓口で交付することとなっているが、(3)の方法により市町村窓口における申請時に本人確認を行った場合は、住民が市町村窓口に来訪することなく、申請者の希望に応じて、機構又は市町村が申請者の住所地宛てに直接送付（郵送）することによって交付することを可能とすること。

### (3) 申請時における本人確認等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第17条第1項では、カードを交付する場合において本人確認及び通知カードの返納を行うこととされているが、(1)及び(2)の方法による申請手続・交付手続を実現するため、申請時における市町村窓口での本人確認及び通知カードの返納を可能とすること。

また、通知カードを紛失した場合であっても、最小限の住民負担でカードを交付することを可能とすること。

#### (4) 申請書類について

申請書類については、国が想定する交付方式では、国が一括して住民に送付することとしており、各市町村に配布されるかについては明記されていない。

については、(1)の方法による申請手続を実現するため、交付申請に必要な申請書類を、市町村窓口にも配布すること。

また、申請書類の作成に当たり、誤記入や記入漏れを防止するとともに、記入の手間を軽減する観点から、国から一括して住民に送付される申請書類の事前印字（プレプリント）と同様に、市町村窓口の統合端末（住基ネットワークシステムによってデータ交換等を行う業務処理端末）等により、必要な情報を申請書類に印字することができるようにすること。

#### (5) 申請手続・交付手続に関する住民への周知について

(1)及び(2)の方法による申請手続・交付手続が実現した場合は、住民に対して、郵送によらない申請など、市町村によって異なる申請手続・交付手続を実施している場合があることを周知するため、通知カード・申請書類の送付時にその旨を明記するなどの措置を講じること。

また、カードを保有することによるメリットを分かりやすく説明したパンフレットを同封するなど、申請を動機づける措置を講じること。

#### (6) カードのオンライン申請手続について

より一層、住民の手続負担を軽減するため、オンラインによる申請手続サービスについて、市町村の意見を十分に踏まえた上で、平成28年1月のカード交付開始に合わせて実施することを目途に検討すること。

### 3 カード交付事務に関する施策に要する経費の財政措置について

国が想定する方式による交付事務に要する経費だけではなく、市町村における地域特性に応じた申請受付事務・交付事務に要する経費についても、全額国庫負担として、かつ、実態に見合った財政措置を講じること。

### 4 個人情報の保護措置について

マイナンバー制度については、個人情報の漏えいや他人の個人番号の不正利用によるなりすまし被害の発生が懸念されている。

法においては、こうした懸念を踏まえ、カードによる個人番号の真正性の確認などの保護措置が設けられているが、より国民の懸念を払拭するため、マイナンバー制度導入後もその施行状況や個人情報保護に関する国際的動向等を勘案して、継続的に個人情報保護について見直しを検討し、必要な措置を講じること。